

一般事業主行動計画 (女性活躍推進法)

株式会社トーテックは、女性活躍推進法に基づき「一般事業主行動計画」を公表いたします。

◆女性活躍推進法とは

正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」といいます。

仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、個性や能力を存分に発揮できる社会の実現を目指して、2016年4月1日より施行され、2019年5月29日に改正法が成立し同年6月9日に公布されています。なお、女性活躍推進法は10年間の時限立法です。

◆女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」とは

企業が、働きたい女性が個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、計画期間、目標、その目標を達成するための取り組みの内容と実施時期を定めるものです。

株式会社トーテック 一般事業主行動計画 (女性活躍推進法)

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次のとおり策定する

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 9年 3月 31日までの5年間

2. 内容

目標① : 一般事業主行動計画の周知

〈対策〉

◆令和4年4月～ 一般事業主行動計画について自社ホームページや社内イントラネット等を利用した周知

目標② : 事務職の労働者に占める女性割合を30%以上とする

〈対策〉

◆令和4年4月～ 採用選考基準や、その運用の見直し

< 女性の活躍に関する情報公表 >

- ・ 採用した労働者に占める女性労働者の割合（令和6年3月20日時点）

正社員（事務職・設計職） 85.7%

- ・ 労働者に占める女性労働者の割合（令和6年3月20日時点）

正社員（事務職・設計職） 23.8%

- ・ 男女の平均勤続年数（令和6年3月20日時点）

正社員（事務職・設計職） 男性:23.8年 女性:13.0年